

公益財団法人堺市救急医療事業団 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(評議員会規程)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人堺市救急医療事業団（以下「事業団」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とし、週4日以上出勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等をいい、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対して、職務執行の対価として、各年度の総額が7,500,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員に対して、定款の定めにより報酬を支給することができる。

(報酬の支給基準等)

第4条 役員等に対して支給する報酬の基準は、次の表のとおりとする。

区分	金額等	支給時期等
常勤役員	月額 400,000 円以内(堺市の非常勤職員（再任用）の給料等の支給基準に準じて算定した金額)	毎月 20 日(当日が休日の場合はその前日)
非常勤役員等 (下欄に掲げる者を除く。)	1 日 10,200 円(堺市の附属機関委員等の報酬基準に準じて算定した金額)	理事会等への出席の都度
公認会計士の資格を有し、経理を指導する監事	年間 250,000 円(指導の専門性を考慮した金額)	毎事業年度の第4四半期の一定の日

2 常勤役員に対する報酬は、原則として、その職に就任した日から支給し、離職したときはその日まで、死亡したときはその月までそれぞれ支給することができる。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、常勤職員の例に準じ、通勤手当を支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が職務のため旅行するときの費用弁償は、役員旅費規程の定めにより行う。

2 前項に規定するもののほか、役員等が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

(委任)

第8条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 財団法人堺市救急医療事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成元年9月27日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。